

# 山口県報

令和5年  
10月6日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
- 告示  
保安林予定森林(森林整備課)……………二  
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二
- 公告  
基本測量の実施の終了(監理課)……………二  
公共測量の実施(監理課)……………三  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………三
- 公安委告示  
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………三



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十五号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 電子申告(第五十八条―第六十一条)」を削る。  
第二十二条の三第二号中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に改める。

第二十二条の四第二号中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に改める。

第二十二条の五第二号中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改める。

第二十三条第二項第九号中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に改める。

第二十七条の五第二号中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に改める。

第三十二条第二号中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改める。

第四十四条の二第二号中「第一百四十四条の四十七第六項」を「第一百四十四条の四十七第七項」に改める。

第四十四条の十三第二号中「第一百七十一条第六項」を「第一百七十一条第七項」に改める。  
第四章を削る。

#### 附則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第四章を削る改正規定は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第二百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市美東町長田字西山一一一五の一、一一三三四の二  
二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町長田字西山一―一五の一・一―一三三四の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

阿武郡阿武町大字奈古字床並一〇〇〇三の四六、一〇〇〇三の八二、一〇〇〇三の八八、一〇〇〇三の八九、字向山一〇〇三四の一、一〇〇三四の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和五年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

門前町二丁目(2)の③地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	尾 津 町 一 丁 目	一〇〇三八の一	一号
〃	〃	一〇〇三八の一	二号
〃	〃	一〇〇三八の一	三号
〃	門 前 町 二 丁 目	一〇一〇五の一	四号
〃	〃	一〇一〇五の一	五号
〃	〃	五七一の一	六号
〃	〃	一〇〇七四の一	七号
〃	〃	一〇〇七四の九	八号
〃	〃	一〇一〇六の二一	九号
〃	〃	一〇一〇六の一	十号
〃	〃	一〇一一九の一	十一号
〃	〃	一〇二二一の一	十二号
〃	尾 津 町 一 丁 目	一〇〇三八の一	十三号



(一九〇) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
基本測量（航空重力測量）
- 二 作業の地域  
山口県全域
- 三 作業の期間  
令和五年四月一日から同年七月三十一日まで

(一九一) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 二 作業の地域  
防府市松原町、大字伊佐江、大字田島及び大字富海
- 三 作業の期間  
令和五年九月二十五日から令和六年三月十五日まで

(一九二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市星が丘一丁目及び大字河内字丸山
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地の八

株式会社セブン・イレブン・ジャパン



山口県公安委員会告示第四十号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

令和五年十月六日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員
  - (一) 種別及び級
    - 空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
  - (二) 定員 三十人
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 令和五年十一月十日（金曜日）の午前九時から正午まで
  - (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部
- 三 審査の対象者  
警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）
  - (一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員
  - (二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）
- 四 審査の方法

五 学科試験及び実技試験により行うものとする。  
審査申請書の受付期間及び時間

令和五年十月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）

(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。